

卒業要件確認ガイダンス

法学部事務室

以下の事項を熟読し、卒業要件確認時の参考とすること。

1 卒業要件を確認する上での前提条件

- (1)卒業要件の確認は、各自で行うこと。
- (2)事務室では、個別に単位数の計算やチェックは行わない。カリキュラム、配布資料および「卒業要件チェックシート」等の不明な点について説明・アドバイスをを行う。
- (3)不明な点を解消した上で、何度も確認すること。不安な場合は友人など、複数の目で確認することも効果的。

2 確認方法について

【用意するもの】

- ◆卒業要件チェックシート（入学年度別） ◆成績通知表（3月8日以降に出力したもの） ◆電卓
◆「2022年度法学部シラバス」または「法学部便覧」

※シラバスは[法学部HP](#)に掲載されているので、入学年度の「履修ならびに卒業要件について」のページをプリントアウトすること。

※法学部便覧は自身の入学年度のものを用意すること。

【方法】

- ・「卒業要件チェックシート」に沿って確認する。
 - ・科目群によっては、注意が必要な項目もあるので、シラバス、便覧の記載事項をよく読みながら、確認作業を行う。
 - ・単位数を数える際には成績通知表中に○や✓で目印を付けながら、「F」「T」科目を除いて単位数を計算する。
 - ・卒業要件チェックシートにおいて、「NO」に○が付いた部分が単位不足となるので、不足部分を補えるよう履修計画を立てる。
- ※自分が所属しているコースを成績通知表上で必ず確認すること（2022年度の所属情報は、3月8日（火）以降に出力したもので確認すること）。
- ※3年生でコース変更を予定しているものは、コース科目群の単位計算に注意すること。

3 確認上の注意点

卒業要件を確認する上で、以下は特によく見落としがちな事項である。次の事項に留意して確認すること。

(1)総合教養科目群

- ・「自由講座」、「総合講座」については、併せて4単位を限度として、選択必修の12単位中に含めることができる。
- ・選択必修科目として修得した12単位を超えた分は、8単位を限度として自由選択科目に含めることができる。

(2)外国語科目群

- ・外国語科目Ⅰと外国語科目Ⅱのうちから16単位を修得しなければならない（1か国語につき10単位を限度とする）。
- ・外国語科目Ⅰについては、English以外の科目で4単位を修得しなければならない。
- ・ドイツ語またはフランス語選択者は、単位修得条件が細かく設定されている。詳細は「卒業要件チェックシート」、シラバス、便覧の記載事項で確認すること。
- ・外国語科目Ⅰ・Ⅱで必要単位数を超えた単位、外国語科目Ⅲおよび法律外国語で修得した単位は、自由選択科目となる。
- ・外国語科目Ⅲについては、自由選択科目となる。ただし、外国語科目Ⅱ（Englishにおいては外国語科目Ⅰおよび外国語科目Ⅱ）において必要修得単位数（2か国語16単位）に満たない場合に限り、外国語科目Ⅲで修得した単位について、2単位を限度として選択必修科目にすることができます。その場合も、選択必修科目として修得することができるのは1か国語につき10単位を限度とします。
- ・学部間共通外国語科目において、単位振替申請（春学期）を行った場合は、8単位を限度として、自由選択科目とすることができる（※）。その分の単位数は4年次に修得した単位とみなされ、4年次の履修上限単位に含まれる。

※申請受付対象は4年生と早期卒業希望の3年生のみ。申請方法は、グループトピックの「履修資料配布」にある「新年度履修登録等について」を参照し、期間内に手続きをすること。

(3)保健体育科目群

- ・「スポーツ実習」,「健康・運動科学」については、あわせて6単位を限度として自由選択科目に含めることができる。

(4)演習科目群

- ・必修・選択必修科目は以下のとおり。

対 象	必修科目	選択必修科目
2018年度以降入学者	・法律リテラシー ・アカデミックライティング ・専門演習AⅠ・Ⅱ ・専門演習BⅠ・Ⅱ	
2013～2017年度入学者	・法律リテラシー ・専門演習AⅠ・Ⅱ ・専門演習BⅠ・Ⅱ	①教養基礎演習 →本年度は開講せず。 ②プロゼミA ③プロゼミB

※ 「プロゼミA・B」は、2018年度以降「プレゼミA・B」を修得すること。

(5)各コース科目群

- ・各コースで定められた条件を満たさなければならない。
- ・「法曹コース」,「国際関係法コース」選択者は以下の点に注意すること。

法曹コース	「◎民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」または 「◎刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」	のどちらか一方の科目(2科目4単位)を選択し必修とする。
国際関係法コース	「◎国際法Ⅰ・Ⅱ」または 「◎国際私法Ⅰ・Ⅱ」	
上記2コース共通 注意点	①上記組み合わせ以外は、必修とすることはできない。 (例)法曹コース:「◎民事訴訟法Ⅰ」と「◎刑事訴訟法Ⅱ」の組み合わせで2科目4単位を修得した。⇒必修単位不足となる。 ②上記必修科目を3科目6単位または4科目8単位修得した場合には、4単位を超える分が選択必修科目として扱われる。 (例)国際関係法コース:「◎国際法Ⅰ・Ⅱ」および「◎国際私法Ⅰ・Ⅱ」の4科目8単位を修得した。⇒4単位分が「コース専門法律科目」区分の選択必修科目として扱われる。	

- ・所属コース配当科目を必要単位数以上修得した場合や、他コース配当科目を修得した場合は、自由選択科目の単位となる。

(6)その他

- ・4年次は卒業要件に含まれる科目から12単位以上修得しなければならない。
- ・4年次春学期試験の結果、卒業不可能となる場合もあるので、注意すること。

4 原級について(4年生のみ)

4年生で2023年度の在籍原級(留年)を考えている者は履修登録や単位の調整は慎重に行うこと。**卒業要件を満たした場合は自動的に卒業が確定する**ので、卒業要件を把握した上で単位の調整を各自で行うことが必要。

なお、在籍原級した者は、半期卒業の制度として①秋季卒業(9月卒業)、②秋学期履修卒業(3月卒業)があり、その他③通年による履修卒業(3月卒業)がある。この制度の適用手続きなどの詳細は事務室に問い合わせること。

5 早期卒業について

3年次早期卒業を希望している者は、以下の点に注意し、詳細は事務室に問い合わせること。

- ・「専門演習BⅠ・Ⅱ」の修得は要さない。
⇒「専門演習BⅠ・Ⅱ」の不足分を補完するため、卒業に必要なコース科目群の44単位に加え、同科目群から任意の科目(4単位分)を修得する必要がある。
- ・学部間共通外国語の単位振替申請については、4年生と同じ扱いとする。
⇒申請期間中に申請を行うこと。早期卒業できなかった場合は、単位振替が無効になるので、次年度に再度申請を行う必要がある。

以上